#### 近世土佐派記録(一)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 京都市立芸術大学芸術資料館
	公開日: 2022-11-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 松尾, 芳樹
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15014/00000411

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



#### 近世土佐派記録集(一) 松尾 芳樹

京都市立芸術大学芸術資料館所蔵「土佐派絵画資料」は、中世に成立し近代初頭まで続いた大和絵の画系土佐派に関わる資料である。内容としては粉本と呼ばれる下絵や模本類が多いのだが、記録や文書といった学界にとって貴重な文字資料も少なくない。そこで、これら文字資料翻刻を順次行うこととし、手始めに土佐家伝に関する資料九点を選んだ。これらは全て近世後期以後の書写にかかるもので、かならずしも正確な事実に基づくとは限らないが、近世の土佐家が自己の家についてどのような認識を持っていたかという内部からの土佐家観が見えて興味深い。

<b></b>	土佐派系図	江戸時代	六.	土佐家秘書目録	江戸時代
$\stackrel{-}{-}$ .	土佐家没年目録	明治43年(1910)	七.	土佐家所持絵本目録	享保10年(1725)
$\equiv$ .	土佐光貞俸禄上申書控	文化2年(1805)	八.	将軍御覧絵本目録	享保10年(1725)
四.	土佐光信伝	明治時代	九.	住吉称号證文写	[寛文3年(1663)]
-	1 44 1/ +7/- +4-44	\T=n+10			

五. 土佐光起伝書付 江戸時代

主要項目:やまと絵、土佐派、土佐光信、土佐光芳、土佐光貞、住吉如慶、粉本

#### DOCUMENTS OF TOSA SCHOOL IN PRE-MODERN AGE (I) YOSHIKI MATSUO

The Tosa School is one school of Yamato-e. University Art Museum of Kyoto City University of Arts owns a collection of reference material on Tosa School paintings. Most of it comprises sketches and reproductions, but there is also much valuable written material such as records and literary works. The museum has decided to gradually reprint these documents. Chosen to be first printed are nine that describe the history of the Tosa School. They are quite interesting in their illustration of how the Edo Tosa School artists recognized their school.

1	Genealogical table of Tosa school	Edo period		
2	List of dates of deaths in Tosa family	1910		
3	Written report on stipends by Mitsusada Tosa (copy)	1805		
4	Biography of Mitsunobu Tosa	Meiju period		
5	Biography note of Mitsuoki Tosa	Edo period		
6	List of secret books for Tosa school	Edo period		
7	List of reproductions in Tosa school	1725		
8	List of reproductions shown to the Shogun	1725		
9	Copy of the deed of the Sumiyoshi title	(1663)		

Key terms: Yamato-e, Tosa school, Mistunobu Tosa, Mitsufusa Tosa, Mitsusada Tosa, Zyokei Sumiyoshi, funpon

資料となるものも少なくない。その公刊の方策を考える必要が生じ資料となるものも少なくない。その公刊の方策を考える必要が生じたが、本資料の中にはこうした文字資料も相当数含まれており、近年図録の刊行によって少しづつその内容が公開され始めた。しか、文字資料である記録文献や文書は、なかなか目録化の機会が生まれない。本資料の中にはこうした文字資料も相当数含まれており、近世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重な世の絵所預として活動した彼等の記録だけに、学界にとって貴重ない。本資料である記録が出版が表表が、

を広く共有する方法を採ることにした。の策とはいえ順次これら文書類を分割して翻刻公刊し、資料の価値の策とはいえ順次これら文書類を分割して翻刻公刊し、資料の価値に影印目録化する時期について見通しも立たない。そのため、次善と思うが、膨大な粉本の刊行を前にすれば、記録や文書を粉本同様と思うが、膨大な粉本の刊行を前にすれば、記録や文書を粉本同様

ている所以である

味深い。各々の資料については以下解題を付して参考に供する。のような認識を持っていたかという内部からの土佐派観が見えて興に基づくものとは限らないが、近世の土佐家が自己の家についてどに基づくものとは限らないが、近世の土佐家が自己の家についてどる。翻刻の手始めとして、今回は土佐家伝に関する資料を選んでいる。

#### 一.土佐派系図

#### 江戸時代

### (旧番号三二八)

## 二三·三×一五二·八

しれない 部分が見当たらない基光以下信隆までの人物がなぜこのように大量 間の上でも極めて不合理な認識だが、流布する土佐系図にはその大 る。経隆から基光までを十六世とする認識は、血縁の上でも在世期 な系譜は見られず、流布の系図を参考にしたものではないようであ 経隆以下光信に連なる流布の土佐系図同様の次序となり、 派の系図である。楮紙五紙を継ぐ。但し血縁関係を示さないため った本資料によって、自家の正統性を確認する必要があったのかも 貞が分家を許されていたことを考えると、本家累代の画人系譜を綴 は不明だが、光芳在世中落飾後にあたる寳暦四年(一七五四)に光 れたのか疑問は多い。全体に草案の様子を示すため、本資料の用途 に系譜に混入したのか、またなぜそのような系図が土佐家に伝えら 人の名が見える。土佐系図には幾つかの種類があるが本資料のよう 基光以下その子行海等12人の系譜を詳細に連ねる。藤原隆能に至り 家祖とし良門に至る北家の系譜の後、藤原基光を絵所預の祖として 名と官位官職のみを抜出して作成したものと思われる。 本来の意味での系図とは見なし難い。恐らく土佐派の系図から画人 土佐光芳(一七〇〇~七二)の時代に書写されたと思われる土佐 藤原鎌足を 全て五十

# 二.土佐家没年目録 明治四十三年(一九一〇)(旧目録三四五)

## 五·七×一·四 cm

思われる。光親は光成の弟だが了仙と称す針医となり、安川と姓を とする系図に従い、大化元年から起筆して家の旧さを示す意図が見 考えてよい。しかし内容は光信没年の如く不合理な記事もあって土 子光輝(?~一九二一)と考えられる。土佐本家は明治十二年 は誰の兄弟であるか不明である あらため福山藩に仕え、家を離れた人物である。また光海について いては、土佐家の祖というより倭画古代の名手として示したものと えるが、光信の前に藤原基光と巨勢金岡が加えられていることにつ 画人伝』などの画伝書が参考となったものであろう。藤原鎌足を祖 佐の家伝によるとばかりもいえない。表記の形式から見ても『扶桑 は分家方に於て制作されたとはいえ明治期土佐家の認識であったと から、家業の軸となったのは分家の光武であった。従ってこの記録 と思われるから筆者は土佐光武(一八四四~一九一六)またはその 起算した没年までの年数を加えており、この年が目録を作成した年 画人の没年月日を記したものである。明治四三年(一九一〇)から (一八七九)に光文が没して以後、事実上廃業同然の状態であった 罫紙三葉をこよりで袋綴じにしたもの。土佐光信以後土佐家累代

# 一七・九×一七九・二 『三.土佐光貞俸禄上申書控 文化二年(一八〇五)(旧目録二八四)

ろうが、宛て先は不明である。近年土佐家への仕事が他の画家に奪道を請願した書簡。楮紙四枚を継ぐ。禁裏の有力者に宛てたのであ土佐光貞が継嗣の備後介すなわち後の光孚のために収入の確保の

だが、この探索及び永良の禁裏御用を明和七年に践祚した後桃園天 本来 二年(一七九〇)に落成した内裏造営の仕事を終えた画家が、わず えると、本資料の明和八年寅という記事は矛盾している。この年は 九)とされており、 布するところ鶴沢探索が禁裏御用を開始したのが明和六年(一七六 と考えられ、その祖父縫殿介は永良ということになる。しかし、流 く文化二年の文書と考えてよいだろう。狩野縫殿介は京狩野の永俊 の行く末を案じる老境の光貞の気持ちが一層理解できるから、恐ら 光貞の亡くなる前年にあたることを考えると、文中に表れた土佐家 あったように記されているのも不自然である。文化二年という年が か三年後であるにもかかわらず揃って先代として扱われ世代交代が になり不合理である。また、鶴沢探索、吉田元陳、恒枝專蔵ら寛政 間勤務したという記事に従えば光貞は乳児期から御用を務めたこと 政五年とした場合、元文三年(一七三七)生まれの光貞が五十余年 と文化二年乙丑(一八〇五)のどちらかが該当することになる。寛 光貞が没した文化三年の間の丑年である寛政五年癸丑(一七九三) 尾の丑の字を年紀と考えると、光孚が備後介となった寛政二年から 便宜を得ようとした内容である。本資料に明確な年紀はないが、末 期にわたって滞りなく職を務めたことに対する理解を求めて俸禄の 領や禄のことを家伝として語り権利の正統性を述べ、光貞自身が長 は言えないと考えたため、土佐家が絵所預としてかって得ていた所 われている事情を嘆き、また処遇も他の画家に比べて充分なものと 「卯」とすべきで干支を誤っており、記述に信頼性が欠けるの なおかつ永良の没年が明和六年であることを考

識と事実の間に何等かの食違いがあったのだろう。 皇の時としている以上全くの誤記とは思えない。恐らく土佐家の認

## 土佐光信伝 明治時代

二四·三×一七·〇

(旧目録三〇一)

る 測できる。没年は『扶桑画人伝』と同様に大永五年(一五二五) 者がもし光武自身でないとしても土佐家に詳しい人物であったと推 内容から見て、これも本文と同じ著者のものと思われる。但し、 考」として光信の墓地に関する考証が貼紙の形で付されているが、 理されており、光武以外の手になる可能性も高い。二葉目に「墓地 は諸書を参考にして当時の学界の水準にすればかなり内容豊かに整 に従い、先の「土佐家没年目録」の天文十四年と異なる。伝に付さ 本資料はこの時書写された可能性があろう。著者は不明だが、内容 を企てている。この頃光武が土佐家の再興を願ったことは明らかで、 に光信及び光文の年回忌にあたるとして京都円山にて書画会の開催 治期の著作と思われる。土佐光武は明治二十四年(一八九一)五月 れた作品目録も概ね『扶桑画人伝』に収録されたものと一致してい 元、光吉、光則の墓所や領地についての詳細な知識を含み、この著 こよりで袋綴じされている。 土佐家中興の祖である土佐光信の伝記。薄美濃紙二葉に搨写され 帝国博物館の所蔵に触れているから明 光

### 土佐光起伝書付 江戸時代

五

(旧目録三四八)

一七·五×一〇·五

らく軸物の箱などに極とともに添えられたものと思われる。 流布する伝記に従った、 わずか三十九字の土佐光起伝である。

### 土佐家秘書目録 江戸時代 (旧目録二八三)

六

二八·五×四三·〇

ないが、秘書の内容を土佐家の祖藤原経隆を初めとする画人記録の 退いて閑楽と称したとする記事の存在などを考えると、恐らく偽文 存在を裏付ける記録もない。土佐家の秘書とされた光起の『本朝画 かることになっている。三書ともあえて偽書とする根拠はないが、 うち前二書を尊円親王の書とするところから14世紀初期の書写にか 識の所載を伝えるものとしている。後伏見院が外題を書き、三書の 存在を挙げて絵所預家土佐の正統性を証し、土佐の家業に関わる知 書と考えてよいだろう。文書を作成したのが土佐家の何者かは分ら る『畠山記』康応元年(一三八九)十二月二日の条に行光が官職を 土佐と称した記録が未だ知られておらず、また『考古画譜』に見え が、谷信一氏が論じるとおり(美術研究八七「藤原行光考」)彼が ついては定かでないため年紀の偽を直ちに指摘することはできない 確認できず、現実に存在したものか分からない。藤原行光の没年に 題を著した文書の写しの体裁を採っている。しかし、 應永九年(一四〇二)に土佐行光が記した土佐家の秘書三部の解 『先代畫工司補任』『繪所預春日日記』という三書とも現存が 『和畫統傳譜

ないことも、大きな疑問である。ある。にも関わらずこれらの書物の所在を窺わせる記述が見当たら法大伝』は作画に関する内容が大半だが、一部に家業口伝の要素が

# 一五・八×三二九・〇 ㎝七.土佐家所持絵本目録 享保十年(一七二五)(旧目録三二九)

楮紙八枚を継ぐ。土佐家に所蔵された絵巻及び屛風類粉本の目録である。将軍徳川吉宗の依頼により、享保十年(一七二五)六月老中松平忠周の用人山村源八なるものが土佐家に書状を遣わし、粉本の目録を作成して江戸に回答することになった。その回答を書くための下書きが本資料である。源八が江戸を三日に出した書簡は土佐家に九日に届き、返書は一週間後の十六日付で発送されたとしている。回答したのは土佐光芳である。収録される資料は大半が土佐の系譜にある画人のもので、十八世紀初頭の倭絵の模本目録として興系譜にある画人のもので、十八世紀初頭の倭絵の模本目録として興系譜にある画人のもので、十八世紀初頭の倭絵の模本目録として明本で伝えられている作品も多く、一部は作者の手控と味深い。今日まで伝えられている作品も多く、一部は作者の手控とは深い。今日まで伝えられている作品も多く、一部は作者の手控とは深い、今日まで伝えられている作品も多く、一部は作者の手控とは不可答した副本も含まれていた可能性がある。

# 八· 将軍御覧絵本目録 第一字保十年(一七二五)(旧目録三二七)

請を記した書簡が遣わされ、粉本選別の作業がなされたらしく、享加えたもの。恐らく六月十六日付の回答を受けて、再度何らかの要方に回答した結果、閲覧に供する粉本の送付にあたり、その解説を将軍吉宗の閲覧に供した粉本の目録。「土佐家絵本目録」を江戸

保十年(一七二五)八月三日の日付が記されている。ここに収録された九点の粉本の選択基準はあいまいだが、武家故実に関わるもの特徴が記されていて興味深い。これを見ると、同じ「絵本」といっても細粗好悪さまざまな状態であったことが分る。また「あらき絵本」と解説するものが入っていることから、土佐が粗略なものを絵本」と解説するものが入っていることから、土佐が粗略なものをわざわざ薦めるとも思えず、選別は将軍方で行われたとしてよいだろう。

# 住吉称号證文写 寛文三年(一六六三)(旧目録三三二)

九

三六·五×五一·七 cm

住吉大社の神職津守國治が住吉の称号を代々使用することを住吉如慶(一五九九~一六七〇)に対して認めた証書である。雁皮紙に写されており副本の可能性があろう。『古畫備考』には後水尾院が住吉絵所の絶えたことを惜しみ、再興したところ、後西天皇が寛文二年(一六六二)当時能手として聞こえた土佐廣通すなわち如慶に住吉絵所に入ることを命じたという伝が記されているが、本資料はこの記事に対応するものといえよう。しかしこの資料では寛文三年五月の年紀があり、住吉の称号を受けたのは勅命の翌年、霊元天皇が践祚してまもなくのことであったらしい。

注:旧目録番号は「土佐家粉本目録」(昭和28年)収録の番号

房前

### 繪所預土佐之系圖

累代被補此御繪所之預職乎、 内東脇御書所之北也寮ナリ、我家 御繪所者本是官寮在于建春門

太職冠鎌足公也、鎌足八世従五位下内 土佐姓藤原始称春日、其先出于 本朝御繪之事應 勅裁之旨云々、

宇多天皇勅為繪所別當也甚光云々 匠頭基光性善丹青、

基光十有六世従五位下土佐權守経隆

能畫□祖基光之風、其名普于朝

市、乃依

後嵯峨院及

亀山上皇之勅裁ニ為累代繪所ノ預ト也矣、 隆兼邦隆亦能達父祖之業、遂改

春日以称土佐ト云々四周号、

大職冠鎌足

スミケシ 不比等

正二位内大臣

贈正一位大政大臣

基光 良門 冬嗣

繪所□祖

閑院

従一位贈大政大臣 贈正一位大政大臣 贈正一位大政大臣

従四位上内舎人 贈正一位大政大臣

従五位下内匠頭

従五位下内匠頭 阿闍梨公

従五上蔵人 位

從五位下内匠頭

基兼 基成 行海

従五位下主殿頭

従四位下、~

従五位下因幡守

正六位下、~

従五位下内匠頭 従四位下出雲守

隆房 清親

従五位下淡路守

従五位下内匠頭

従五位下蔵人

従五位中務少輔

隆親

従五位下土佐権守

初名有房

母ハ稲毛三郎景成カ女を藤子

寛弘元年ョリ至明治四十三年ニ七百六十六年	基光 寛弘元年ョリ至明	従四位上刑部大輔	光信
貞觀元年ョリ至明治四十三年二八百八十八年。第日で在第1日十割年	巨勢金岡 貞觀元年ョリ	入道經增	
15百寸多手	F	従五位上弾正忠	廣周
寛仏頂に手ョリ至明台四十三手ニ九百丘十手	1	従五位下中務少輔	光弘
真観項元キョリ至ル明台四十三キニ千百〇七年の寛弘を百四十八年	三勢金岡 貞観項元丰ョ寛弘迄 寛弘元年	正五位下越前守	光重
重權是在	大化元年ヨリ	従四位上大蔵少輔	行秀
		入道經光	
貞觀壱年迄百八十四年	大と元年ョリー貞觀壱年汔	従五位下右近将監	行廣
		従五位下備後守	光國
明治四十三年(一九一〇)	二.土佐家没年目録	従五位下越前守	行光
		従五位下采女佐 佑	相保
	光芳	従四位下刑部大輔	隆相
正六位下左近将監	光祐	衍五位 一方 近 省 半 盟	區
入道常山		生 工立 工工 新守生	ミズタ主
名豆在二 チョラ車	) Fi	從五位下伊予守	隆成
	<b></b> 七	従五位上越前守	光顕
入 道常 ■昭		従五位上越前守	光正
従五位下左近将監	光起	従五位下飛驒守	光秀
	光則	從四位下刑部大輔	吉光
入道久翌		従四位下刑部大輔	光長
従五位下刑部大輔	光吉	従五位下豊前守	邦隆
従五位下左近将監	光元	従五位下備前守	隆兼
従四位下刑部大輔	光茂	即平ノ時政ノ孫也	

天文十四年五月廿日至明治四十三年二四百〇八年

天文十四年ョリ至明治四十参年ニ参百六十六年

天文十四年五月廿日辛ス明治四十三年ニ至ル参百六十六年

享禄年卒る

永禄十二年正月十三日センシ同年ニ至ル参百四十四年

慶長十八年五月五日卒ス同年ニ至ル貮百九十六年

光則 寛永十五年正月十六日死ス同年ニ至ル貮百七十三年

光起 元禄四年九月廿五日卒ス同年ニ至ル貮百廿年

光成 寛永七年三月廿一日死ス同年ニ至ル貮百年

光祐 宝永七年七月九日卒ス同年ニ至ル貮百年

光芳 享保十五年九月十七日卒ス同年ニ至ル百八十一年 安永元年八月廿九日死ス同年ニ至ル百三十九年

明和六年十月十二日死ス同年ニ至ル百四十貮年

明和元年十二月六日卒ス同年ニ至ル百四十七年

光貞 文化三年貮月四日死ス同年ニ至ル百〇五年

文政貮年八月十七日卒ス同年ニ至ル九十二年

光罕 嘉永五年三月廿七日死ス同年ニ至ル五十九年

文久二年十一月廿一日死ス同年ニ至ル四十九年 嘉永二年九月十六日卒ス同年ニ至ル六十二年

明治十二年十一月九日卒ス同年ニ至ル三十二年

明治八年七月四日死ス同年ニ至ル三十六年

三. 土佐光貞俸禄上申書控 文化二年(一八〇五

一古代より私 [・] 進仕来り候

御月扇之儀は凡[・]

より相見え申候、尤畫所預領地

并御月扇之料所も御座候

八代以然左近将[監光]元与申者

様子古キ文書共も御座候、然ル所

永禄十二年正月十三日

将軍義昭公本國寺合戦之

節御用二立戦死仕候、依之為

恩賞泉刻上神谷を以嫡子

光吉え被宛行之趣信長公奉書

傳来仕罷在候、于後泉刻之領地

を便二迯退泉劉堺ニ住居仕候

勿論乍恐 御変代之御時

節二付、恒例之御用ホ被 仰付候

年中之比泉刻より御扇調進

御沙汰も無御座候得共、天正

仕候、其節畫所より嘉例之

御扇調進仕候為御褒美女房

奉書被下置家二傳来仕罷在候 右之通先々は領地も御座候得共

(八)

是以足利家より給り候事殿

悉退傳仕候、其後追々御治世二

相成、寛永年中二五代已前光起

与申者帰京仕、家例之通如元

官位も被 仰付、月頃調進并

拝領物は仕候得共、于以来は無禄臨時之御用ホも相勤候、尤時々ニ

二而御座候二付、亡父数年奉願候而

享保九辰年為御月扇之

被下置候儀二御座候、料於 御臺所十人御扶持方

此度忰備後介儀、寳暦年中私

庶流御取立以来之通於御用儀

二季之常式御用願之通被

仰付被下候而も弟子共ニも二季

之常式御用相勤候者共も御座候

間同様相成候而は畫所預両家ニ

仰付候規模も無御座候ニ付

奉恐入候願ニ御座候得共、何卒忰

儀は私儀五十年余乍不調法

無滞相動候親家、以可相成候儀こ

御座候ハゝ、御扶持方ニ而も被下置候歟

様仕度此臨奉願候、勿論外繪師又は年々拝領銀ニ而も被下置候

ニも鶴澤探泉儀は四代已前より

追々結構二被 仰付候、且又狩野

結構二被 仰付候儀杯も御座候縫殿介儀は三代已前より追々

二付、右二書付申上候、尤於御用儀

二季之常式御用斗被 仰付候

者共も右ニ書付申候、

鶴澤探泉

右四代以前探山与申者始被召置

年々銀三拾枚宛被下置父探索迄

同人義冥加相叶明和八寅年 臨時之御用斗相勤罷在候所

後桃園院様御代始以来

新規二御月扇被 仰付右之

二季之常式御用も其節より為御料物五人扶持被下置、尤

被 仰付、當時不相変被 仰付

相動候而相續仕罷在候事

先祖より相勤罷在候処、祖父縫殿介 右累代之繪師ニ而臨時之御用は

冥加二相叶、明和八寅年探索

同様二新規二御月扇調進被

仰付、為御料物年之銀拾五枚宛

被下置、尤二季之常式御用も

其節より被 仰付相勤相續仕罷在候事 仰付、當時不相変

狩野正栄

御用被 仰付、不相変相勤當時 右四代以前正栄始而二季之常式

相續仕罷在候事

吉田元椿

御用被 右先代元陳以来二季常式 仰付、不相変相勤當時

相續仕罷在候事、

恒枝金吾

臨時之御用奉願被 仰付、于後 右親恒枝專蔵与申者私弟子二而

冥加二相叶、二季之常式御用被

仰付、不相変相勤當時相續仕

罷在候事

<del>II</del>:

月 土佐土佐守

四 土佐光信伝

明治時代

土佐光信ノ略傳

光信ハ中務丞光弘ノ四男(或云弾正忠廣周

ノ男)ニシテ官右近衛将監タリ(或云左近

正五位下ニ叙セラレ、同五年十二月五日刑部 将監)、明應四年正月十八日四十二歳ニシテ

大輔ニ任シ、同十二年二月九日従四位下ニ補

セラル(或云明應五年十二月五日刑部大輔

ハ光茂ノ誤リナラン)、其前延徳元年土御門

ニ任シ文亀元年二月従五位下ニ叙スト、恐ク

天皇ノ真影ヲ拝冩シ奉リシニ、天皇自ラ御製

記ニシルセリ、足利義政公ニ近侍シ殊寵ヲ ヲ御影ノ上ニ遊ハサレシ由シ般舟三昧院

蒙リシニヨリ同公薨セラレシ後、其真容ヲ摸シ テ子々孫々二遺ス、故二近代迄モ毎歳正月同

列レリ、又光信カ描ケル清水縁起三巻ノ詞書 供スルヲ先例トセリ、然ルニ維新後故アリテ 公ノ忌日ニハ必ス此影ヲ畫院ニ懸ケ茶菓ヲ 航シ光信ニ画法ヲ説キ且手冩ノ巻ヲ贈ル、光 見ヘタリ、光信或ル時洛東鹿ケ谷ニ遊ヒタリ、 将軍家ニ奉ルヲ例トセシ由殿中申次ノ記ニ 毎歳十二月晦日ト六月トニハ一柄ノ扇子ヲ リ畫料八十匹ヲ贈ラレシヲ、光信イタク辞退 卿ノモトニ參邸シ、風流ノ會ニハ必ス末席こ 餘暇二ハ連歌ヲ翫ヒシニヨリ、屢中御門宣胤 今ハ帝国博物館ノ収蔵とナレリ、光信丹青ノ リテ家ニ歸リ試ミルニ非凡ノ彩具トナレリ セシ事等同卿ノ手記ニ載セタリ、永正年間ニ 來裏ニハ弘法大師ノ不動ノ像ヲ描キシニヨ 寺惣門腋ノ壁恵心僧都ノ筆半身ノ阿弥陀如 タルナリ、現二光信カ作ル所ノ芦屋釜ノ遺稿 ヲ乞ヒタル由シ、是レ諸製品ノ圖按ニモ長シ 是後設色ニ一層ノ秀潤ヲ増加スト云フ、シカ ユクリナク地ヲ鑿チ奇色アル土ヲ發見シ採 ヲ同卿外数名ニテ書冩セラレシ事、及ヒ同卿 ノミナラス當時ノ漆工描金師等爭テ其下繪 / 命ニヨリテ両面ノ衝立障子ニ表ニハ天王 巻尚博物館ニ秘セリ、其項僧雪舟明ヨリ歸

> 亨年九十二歳ニシテ卒去ス、法號墓所不詳、 不可有相違 之状将軍義政公ノ奉書家ニ在リ 爭論アリ、文明元年十月九日改任勅裁旨領掌 稍一變シタルモノゝ如シ、是ヨリ前画所預ノ 扨光信ハ殊ニ高齢ニシテ大永五年五月廿日 等ヲ想ヘハ、純然タル倭畫ノ法ハ光信ニ至リ ヒ、其愛女千代子ヲ狩野元信ニ嫁セシメタル 信是ヨリ更ニ和漢ノ法ヲ兼子合セタリトイ

其遺跡著名ノ品ヲ掲クレハ左ノ如シ、

源氏五十四帖 清水寺縁起

石山縁起 大画源氏屛風十双 舞楽屛風並巻物

両筆 光信 十二類絵巻

金山天王寺縁起

羅漢及佛画 福富草紙

四十八番春画 職人歌合 竹生嶋祭礼圖 人磨象像

藤袋草紙

一ノ谷合戦之圖

八嶋合戦之圖

一休半身ノ像

北野天神縁起

鶴草紙

地蔵堂草紙

扇流彩色墨画二枚折

源氏畫色紙

堅田之圖

卅六歌仙額

鼠草紙

狐草紙

其他花鳥雑画等ナリ

### (貼紙-」にて改行)

#### 墓地考

## 五. 土佐光起伝書付 江戸時代

光起 光則子 [初名] 藤満

三十八歳二

叙従五位下左近将監

叙法眼、七十五歳卒

号常昭又号春可軒

## 六.土佐家秘書目録

江戸時代

繪所預土佐家三部之秘書

和畫統伝譜畧 一巻

并ニ本朝歴代之君臣和畫傳受之姓名を載之、 《従四位土佐権守經隆ニ至ル和畫嫡傳之系嗣、 本朝神代御畫之根元、當道之元祖長貴王子

先代畫工司補任 一巻

任之姓名を記す、然ルニ經隆已来ヲ累代畫工司元正天王ゟ後嵯峨院之御代ニ至ル畫工司補

と名ック、職員永以當家ニ領掌する故也

繪所預春日々記

原、始ハ春日と称す、依之ニ此書ニ名□□ものなり、又以續之、然ルニ春日記と題する事ハ當家本姓ハ藤綸所預土佐権守經隆朝臣之日記也、邦隆已下

和畫之口傳 本朝之御行事等およひ伊勢

物語源氏番々ノ口傳家集哥之意百人首等之故

実共モ悉以載之、

右三部共二

後伏見院御外題被成下、

又前二番ノ詞 尊圓法親王之真筆也

應永九年十一月日

繪所預土佐家大蔵少輔行光奉

相撲 絵本目録

一獣之遊

鳥羽僧正

阿闍梨公

基光

公持

筆者主人

一職人盡

魔佛一如之圖

経隆

筆者 南

過去現在因果経

芝法眼

東大寺縁起 城南神祭

譴唐使○∫

一吉備大臣双紙

慶忍

聖衆丸

同人

一菖蒲献 志ん

競馬

同人

惟久 信實卿

一俵藤太

天神縁起 西行双紙

融通念佛緣起

筆者並人

隆光

寂濟

光國

奥羽軍記 中殿御会

聖徳太子縁起

住吉法眼

妖物之草紙

一山王縁起

物語草紙

長谷雄卿物語 一遍上人縁起

隆相 長隆

相保

同人

天神縁起 六波羅行幸 弘法大師行状

隆成 同人

光顕

光正 吉光

長歌之絵

法然上人傳

源氏

同人

伴大納言 騎馬之圖

一歌仙	一五節		一舞楽	一八瀬祭	一八嶋軍	一源氏	一職人盡	一競馬	一鷹狩人形	一さころも	一鼠草紙	一物語草紙	一菅野地蔵堂草紙	一轉寝草紙	一十二類	一天稚彦之絵	一義家貞任戦	一聖徳太子縁起	一祭之圖	一深草祭	一鞍馬寺縁起
同人	同人		同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	同人	光信	同人	廣周	同人	光弘	*光同	光重	同人
一嵯峨釈迦縁起	一石山寺縁起		一武者絵	一職人盡	一八嶋軍	一酒天童子	一競馬	一道成寺之絵	一當麻寺縁起	一三井寺縁起	一長谷寺縁起	一八嶋軍	一源氏	一犬追物	物語草紙	一平家公達	一上一人下万瓦			一下もえ	一星光寺縁起
同断	三百年餘斗	同断	三百年餘	光元	同人	元信	玄二	同人	同人	同人	同人	同人	同人	光茂		₹千同 ₹代人	Ŧ H	女子代	光信	筆者工人	同人

聖徳大子縁起

同断

法然上人傳

同断

■三百年餘

曇鸞大士傳

住吉物語

清少納言枕草紙

同断

同断

競馬之圖

牛祭 競馬

> 二百年餘 泛三百段 《三百段 《斗

一舞楽

厳島縁起 富士巻狩

同断 同断 同断 同断

龍宮之巻物

一燕物語

一賀茂祭

全部又は不足或は少々

一競馬

惟久

関東へ入御覧候絵本九色、

享保十巳年八月三日

駿馬之圖

光長

近衛前摂政様と来、

光芳写、

之離れ物等中古已往之

分書記申候、已上、

同断

此內屛風巻物数多之物

右の通絵本所持仕候、尤

一釈奠

同断

同断

八. 将軍御覧絵本目録 享保十年(一七二五)

三日之状九日二着、同十六日

差下ス、松平伊賀守殿る 右之通之書付関東へ 享保十年巳六月十六日

大樹御尋被遊候たる二付而、

申参用人山村源八殿る

返答二如此認遣、

六月十六日 畫所預

土佐左近将監

名書付アリ、

顔斗二彩色ある絵本、

人形之

一六波羅行幸 光顕

一深草祭

裏打あり、表紙と裏ニ書付、

光重筆と光起申傳とアリ、

義家貞 戦 光弘

彩色アリ、あらき絵本、

一鷹狩人形 光信

人形斗はなれ物九枚、九枚之

内と壹枚〈二書付アリ、

一競馬 同人

六枚屛風片シ之写、六枚、

駿馬之圖 三百年余 人形七八寸斗、写殊外悪シ、

弐百年余

古キ写、奥ニ元和之年号

書付アリ、写細二彩色付アリ、

(裏面)

山村源八様

土佐左

近将監

九.住吉称号證文写 [寛文三年(一六六三)]

住吉大神社有繪所、有以乎中世

讀其家絶矣、粤法橋如慶出自

住吉法眼以丹青鳴于世、数代相

土佐流、欲継住吉法眼名跡、望

住吉社繪所懇情甚深、依之感其志 授住吉称号、宜其及子々孫々永

不失家業為、

神致丹青之術者證文如件、

寛文三年五月日國治(花押)

法橋如慶老

内記殿

(共)